

平成30年度 第4回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年7月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	4 中下 雅敏		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 1名		
その 他 出 席 者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議 事 録 署名委員	2 中福 留美 3 前田 榮子		
提出議題	議事 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第21号 非農地証明の申請について 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について 議案第23号 農地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項  ・大柿町担当の農地利用最適化推進委員募集状況について		

## 平成30年度第4回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 皆さん、暑い中ご苦勞様です。なんととっても、このたびの豪雨災害で大変なことになり、あちこちが土砂崩れしてしまいました。被災中、農業委員の皆さんも無事なんだろうか、考えていたところです。このような緊急事態で、あまりいろんなことを話し合える状況ではないかもしれませんが、ひとまずこのたびの議案を審議し、整理していきたいと思えます。また、例年になく暑い季節ですので、健康に気を付けていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名は、2番の中福委員と、3番の前田委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

### 3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願ひします。

### 4 議 事

事務局長 お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せてご覧ください。

番号1。贈与人●●●●。住所、宮城県仙台市\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町三吉\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、47㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、878㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、790㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、77㎡。

地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、44 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目及び台帳ともに、畑。面積、30 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、218 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、110 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、352 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、173 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、137 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 一応確認に行ったのですが、このたびの豪雨災害で崩れているようなところもあり、見に行くのが難しい農地もありました。しかし、できる範囲で確認したところ、申請に間違いはないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号2と番号3は関連した案件ですので、併せて説明いたします。

番号2。贈与人●●●●。住所、沖美町\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、549 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、58 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、受贈人は「自宅に隣接しており、従前から当該地を管理していたので、受贈する」ということでした。

続きまして、番号3。貸人●●●●。住所、沖美町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町岡大王\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、136 m<sup>2</sup>。

申請理由は使用貸借で、借人は「年間100日以上を沖美町で生活しており、自家消費野菜を栽培するため、借り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたし

ます。

議長 この2番と3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖の下河内です。2番と3番とも申請通りですので、よろしく申し上げます。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

事務局長 ないようでしたら、この2番と3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号4。譲渡人●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、72㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅に隣接しており、自家消費野菜を栽培するため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 はい。沖の下河内です。申請通りですので、よろしく申し上げます。

議長 他に、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この4番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお願いします。

事務局長 番号 5。譲渡人●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、679 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「イチジクを栽培するため、譲り受ける」ということでした。  
以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この 5 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 先日行って参りましたが、少し草が多くて、土地の際部分がわかりづらいところがありました。しかし、これぐらいだろうと確認もできましたので、ほぼ間違いないと思います。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この 5 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお願いします。

事務局長 番号 6。贈与人●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町切串\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、711 m<sup>2</sup>。所在地、江田島町字\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及現況ともに、畑。面積、3,239 m<sup>2</sup>。  
申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の申し出により、受贈する」ということでした。  
以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この 6 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この案件につきまして、現地確認を 7 月 20 日に行っております。事務局の松岡さんと、推進委員さん、そして私とで確認

をしました。現状は、写真を見ていただければわかると思うのですが、木が生えていて、雑木林のようになっております。この状態から開拓して、キャベツを植えると本人は言われておりますので、この案件について、許可していただけたらと思います。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この6番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。  
以上で、3条の審議を終わります。議案第19号の農地法4条の許可申請につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号1。申請人●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、211㎡。

申請理由は、「木造平屋建ての自己居住住宅用地を建設するため」ということでした。延床面積50.5㎡の住宅を建設予定です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この案件につきまして、7月20日に、事務局と推進委員さん、私とで現地確認を行っております。この農地につきましては、家庭菜園を作っております。その一画に、夫婦二人で住む家を建てたいということでもありますので、よろしく申し上げます。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号 2。申請人●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、田。現況、宅地。面積、915 m<sup>2</sup>のうち365 m<sup>2</sup>。

申請理由は、「平成 27 年 6 月に、農地法の手続きが必要なことを知らずに、自己所有の農地に物置と書庫を建築した。農地法の手続きが必要なことを知り、顛末書を添付して申請する」ということでした。延床面積 86.7 m<sup>2</sup>の住宅です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この 2 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 先日、大原の担当の推進委員さんと、私と、奥原さんと松岡さんの 4 人で見に行きまして、農地法の手続きが必要だということを知らなかったということで、2 棟ほどの倉庫が建てられて、このたびは、その手続きの申請をしておられます。申請通りですので、認めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この 2 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、4 条の審議を終わらして、議案第 20 号の農地法 5 条の許可申請につきまして、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号 1。貸人●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,690 m<sup>2</sup>。

申請理由は貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 288 枚、発電量 86.4 キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。



議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。先日、高田の担当の推進委員さんと見に行つて参りました。申請通りですので、よろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

山田委員 ちょっといいですか。太陽光パネルで、問題になつたことはないですか。周辺に民家があつて、パネルの反射が家に当たるといふことで、苦情があつたことはなかつたでしょうか。

議長 一応、知り合ひ等に聞いた話で、パネルが反射して眩しいといふような話が少しありました。しかし、具体的な相談として、太陽光パネルが良い、悪いといふ話は聞いていないですね。事務局で、何かそういう話は出てきましたか。

事務局長 いえ、事務局ではそういう話は出てきていないです。

山田委員 苦情みたいなものはないですか。

事務局長 いえ、受けたことはないです。

議長 他に、ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願ひします。

事務局長 次の番号2の案件につきましては、7月17日付で取り下げ願ひが提出されましたので、審議案件から除外させていただきます。こちらは、先日の大雨でこちらの土地が水没しまして、売買契約が解除されたといふことで、取り下げといふご連絡をいただいております。

では、続いて説明いたします。

番号3。贈与人●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、東京都文京区\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、344 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、349 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、受贈人は「太陽光発電設備設置のため、受贈する」ということでした。パネル 172 枚、発電量 36.12 キロワットの設備を設置予定です。以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この 3 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。書類に書いてある通りですので、よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、5 条の審議を終わりました。議案第 21 号の非農地証明の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号 1。申請人住所、能美町\_\_\_\_\_。氏名●●●●。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、雑木林。面積、1,500 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、雑木林。面積、1,295 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、雑木林。面積、26 m<sup>2</sup>。

申請理由は、「耕作を止めた時期は不明であるが、所有者の高齢化と後継者不在により、20 年以上は耕作しておらず、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。7 月 2 日に、大段会長、田中委員、中町の担当の推進委員、高田の担当の推進委員及び事務局で現地確認を行いました。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。先日、先ほど事務局から説明のあったメンバーで、確認して参りました。現況は雑木林で、非農地と判断して問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、許可とします。以上で、非農地証明の審議を終わります。議案第 22 号の、農地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号 1 から番号 18 まで、順に説明させていただきます。お手元にお配りしている、集積計画の現地写真も併せてご覧ください。なお、今回の案件には、農業委員である田中委員さんご本人の案件が含まれておりますので、申し訳ありませんが、農業委員会に関する法律第 31 条により議事に参加ができませんので、本議案が終了するまで、ご退席のほうをお願いいたします。

番号 1、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、54 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、埼玉県志木市\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 30 年 8 月 1 日。終期、平成 36 年 6 月 30 日。期間は 5 年 11 ヶ月です。継続の案件です。

続きまして、番号 2、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、676 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、埼玉県志木市\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 30 年 8 月 1 日。終期、平成 36 年 6 月 30 日。期間は 5 年 11 ヶ月です。継続の案件です。

続きまして、番号 3、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、234 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、埼玉県志木市\_\_\_\_\_、■●●■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 30 年 8 月 1 日。終期、平成 36 年 6 月 30 日。期間は 5 年 11 ヶ月です。継続の案件です。

続きまして、番号 4、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、44 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、埼玉県志木市\_\_\_\_\_、■●●■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 30 年 8 月 1 日。終期、平成 36 年 6 月 30 日。期間は 5 年 11 ヶ月です。継続の案件です。

続きまして、番号 5、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、15 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、埼玉県志木市\_\_\_\_\_、■●●■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借

権。利用権の内容、野菜。始期、平成30年8月1日。終期、平成36年6月30日。期間は5年11ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号6、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,257 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、埼玉県志木市\_\_\_\_\_、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成30年8月1日。終期、平成36年6月30日。期間は5年11ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号7、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、230 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、埼玉県志木市\_\_\_\_\_、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成30年8月1日。終期、平成36年6月30日。期間は5年11ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号8、利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,159 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、神戸市\_\_\_\_\_、◆◆◆◆。住所・氏名、寝屋市\_\_\_\_\_、○○○○。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町\_\_\_\_\_。△△△△。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年6月30日。期間は9年11ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号9、利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、321 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、神戸市\_\_\_\_\_、◆◆◆◆。住所・氏名、寝屋市\_\_\_\_\_、○○○○。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町\_\_\_\_\_。△△△△。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年6月30日。期間は9年11ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号10、利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、240 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、神戸市\_\_\_\_\_、◆◆◆◆。住所・氏名、寝屋市\_\_\_\_\_、○○○○。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町\_\_\_\_\_。△△△△。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年6月30日。期間は9年11ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号11、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、3,622 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町\_\_\_\_\_、□□□□。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町\_\_\_\_\_。◇◇◇◇。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成31年7月31日。期間は1年です。新規の案件です。

続きまして、番号12、利用権を設定する農用地、大字、大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,465 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市\_\_\_\_\_、▼▼▼▼。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・

氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年12月31日。期間は9年5ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号13、利用権を設定する農用地、大字、大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、657 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市\_\_\_\_\_、▼▼▼▼。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年12月31日。期間は9年5ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号14、利用権を設定する農用地、大字、大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,305 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町\_\_\_\_\_、▽▽▽▽。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年12月31日。期間は9年5ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号15、利用権を設定する農用地、大字、大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、682 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町\_\_\_\_\_、▽▽▽▽。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年12月31日。期間は9年5ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号16、利用権を設定する農用地、大字、大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,089 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町\_\_\_\_\_、◎◎◎◎。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年12月31日。期間は9年5ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号17、利用権を設定する農用地、大字、大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,778 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町\_\_\_\_\_、◎◎◎◎。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年8月1日。終期、平成40年12月31日。期間は9年5ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号18、利用権を設定する農用地、大字、大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,793 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町\_\_\_\_\_、★★★★。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・

氏名、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成 30 年 8 月 1 日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。期間は 9 年 5 ヶ月です。新規の案件です。

以上で、説明を終わります。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この計画につきまして、決定することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、決定とします。以上で農用地利用集積計画についてを終わりました、議案第 23 号、農用地利用配分計画原案の意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 さきほどの集積計画にありました、12 番から 18 番の案件につきまして、今度は農地中間管理機構から一般の方に貸し付けるための意見聴取ということになります。

番号 1、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。利用権の設定をする者の氏名及び住所、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。利用権を設定する土地。大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積、1,465 m<sup>2</sup>。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積、1,305 m<sup>2</sup>。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積、682 m<sup>2</sup>。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積、1,089 m<sup>2</sup>。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積、1,778 m<sup>2</sup>。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積、1,793 m<sup>2</sup>。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。大柿町深江\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積、657 m<sup>2</sup>。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件については、意見無しで回答してよろしいですか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、意見無しで回答します。続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

#### 5 協 議 事 項

事務局長 ・大柿町担当の農地利用最適化推進委員募集状況について

#### 6 そ の 他

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。